

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 耕地課	
許 認 可 等 名	農業協同組合等又は土地改良法第3条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業の変更の認可	
根 拠 法 令	土地改良法	
根 拠 条 項	第95条の2第3項において準用する第10条第1項	
連 絡 先	(電話 621 - 5259)	
審 査 基 準	基 準	<p>本処分に係る審査基準は以下の別紙のとおり</p> <p>農業協同組合等（共同施行）土地改良事業施行認可申請適否決定審査結果表</p> <p>農業協同組合等（共同施行）土地改良事業施行認可申請個別検討事項審査結果表</p>
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 90日(休日を除く)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）